



平成28年10月7日

化学一般京滋福地本
全竹中労働組合
執行委員長 稲岡 幸雄 殿

竹中電子工業株式会社
取締役社長 海住 隆祥

竹中オプトニック株式会社
取締役社長 加畠 修

竹中システム機器株式会社
取締役社長 北川 博司

回 答 書

平成28年9月20日付け貴組合の平成28年秋闇要求に対し、下記の通り回答する。

記

1. 破棄された労働協約部分については復活しない。現行労働協約通りとする。
2. 労働協約第161条に基づく平成29年度（平成29年1月1日～同12月31日）の体育、文化活動等福利厚生行事に関する補助金については次の通りとする。
 - (1) 福利厚生行事等補助金は次の通りとする。

補助金年額=1人当たり30,000円×平成29年1月5日現在在籍者数
(除く役員、契約社員、嘱託社員)
 - (2) スポーツ施設借用料補助金は次の通りとする。

借用料補助金=年額370,000円以内とする。(3社分)
(注) 残額の翌年繰り越しができないものとする。
 - (3) 行事内容及び予算の配分については、福利厚生運営委員会にて検討する。なお、スポーツ施設借用料補助の支給方法は現行通りとする。
 - (4) 平成28年度福利厚生行事等補助金の繰越金取り扱い。

平成28年度福利厚生行事に関する補助金（除くスポーツ施設借用料）の繰越金は、全額を平成29年度の全社的行事予算に繰り入れを可とする。
 - (5) その他の取扱い
細部の取扱いについても福利厚生運営委員会にて検討する。

3. 労働協約改訂関係

- ① 労働協約第109条（特別加算）については現行通りとする。
- ② 労働協約第142条（社用外出旅費）並びに第143条（第一種出張旅費及び第二種出張旅費）における別表12国内出張旅費関係については現行通りとする。
- ③ 育児休業規則第21条（看護休暇）3項については現行通りとする。

4. 労働協約第123条（休日）1項及び2項については現行通りとする。
平成29年度カレンダー（休日表）については別途交渉する。但し、夏季休暇については前年通り2日間固定とする。
5. 年次有給休暇関係
 - ※ 年次有給休暇の積立制度の新設はしない。
 - ※ 年次有給休暇の時間単位の取得制度については導入しない。
6. ストレスチェックについては別表19（定期健康診断・特殊健康診断等の実施要領）に追記しない。
7. 就業規則の開示について
就業規則は開示する。管理職については管理・監督職との位置付けであり、管理職用の就業規則は存在しない。
8. 裁判員（含、補充裁判員、裁判員候補者）に選任され、裁判所に出向く必要がある場合、また裁判に参加する場合には、労働協約第129条（特別休暇）別表10、5（6）公用休暇を適用し、無給とする。
9. 定年再雇用については甲種嘱託社員就業規則を用いる。

以 上